

大学図書館と著作権

～ILLにおける文献複写と著作権～

島根大学附属図書館 医学分館 矢田貴史

図書館と著作権

- 図書館の資料・・・著作物
 - 著作権法により保護
- 著作物の複写(複製)・・・法21条
 - 原則、著作権者の許諾が必要
- 図書館資料(著作物)の複写
 - 法31条(権利制限規定)により、
例外的に、著作権者の許諾なく複写可能

ILLと著作権

- ・複製権(法21条)

 - 31条の範囲内であれば、許諾不要

- ・公衆送信権(法23条)

 - ※FAX・DDS(Document Delivery Service)においては、著作権者の許諾が必要

 - 迅速性が損なわれる

公衆送信権との関係

大学図書館⇔著作権管理団体間の合意(契約)

- ・JCLS(日本著作出版権管理システム)
 - ・JAACC(有限責任中間法人学術著作権協会)
- この2つの管理団体に権利委託されている著作物については、著作権者に直接許諾や著作権料の支払いなしにFAX・DDS送信が可能

※日本複写権センターとの合意は、昨年7月で期限切れ

当館での対応(依頼)

FAXを希望する申込みがあった場合

1. 複製が認められている文献か否か
→法31条の範囲内か
2. FAX送信等が認められている文献か
→JCLSもしくはJAACCの管理著作物か
→JCLS及びJAACCのWebサイトで確認
3. ○→ILLでの依頼
×→速達に切り替え依頼

当館での対応(受付)

FAX・DDSの依頼があった場合

1. 複製が認められている文献か否か
→法31条の範囲内か
2. FAX送信等が認められている文献か
→JCLSもしくはJAACCの管理著作物か
→JCLS及びJAACCのWebサイトで確認
3. ○→複写・送付作業
×→謝絶もしくは代替手段(メール便*)

*県内であれば、ほぼ確実に翌日着

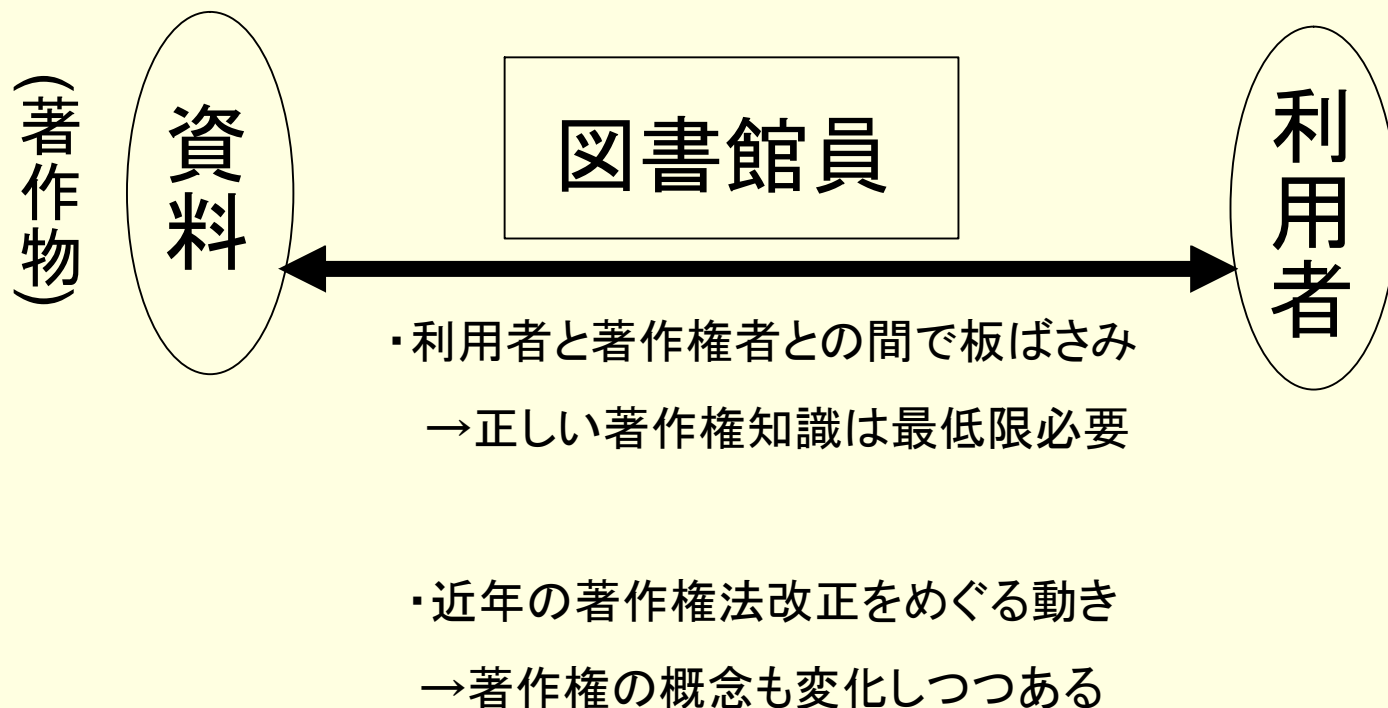
病院図書室との関係

- ・現在の著作権法上、病院図書室は31条の範囲外
→現実との乖離
- ・現状と改善への取り組み

※当館の運用

最後に・・・

図書館職員・・・情報(資料)と利用者との仲介者



ご静聴ありがとうございました

<参考文献>

- ・大学図書館における著作権Q&A(第4版)
- ・黒澤節男『Q&Aで学ぶ図書館の著作権基礎知識』(2005年)
- ・名和小太郎・山本順一編『図書館と著作権』(2005年)
→第8章は病院図書室について

2005.02.21